核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料 第12部 放射線治療 M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき)

M001-3 直線加速器による放射線治療(一連につき)

1 定位放射線治療の場合

63,000点

2 1以外の場合

8,000 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和2年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日 保医発第0305第1号)

注1	定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して	
	行われるものについては、別に厚生労働大臣が	
	定める施設基準に適合しているものとして地	
	方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい	

て行われる場合に限り算定する。

告示

通知

(1) 直線加速器による放射線治療は、実施された直

当該点数は算定できない。

- トル以内であるものをいう。

線加速器による体外照射を一連で評価したものであり、「M001」体外照射を算定する場合は、

(2) 定位放射線治療とは、直線加速器(マイクロトロンを含む。)により極小照射野で線量を集中的に照射する治療法であり、頭頸部に対する治療については、照射中心の固定精度が2ミリメートル以内であるものをいい、体幹部に対する治

療については、照射中心の固定精度が5ミリメ

(3) 定位放射線治療における頭頸部に対する治療については、頭頸部腫瘍(頭蓋内腫瘍を含む。)及び脳動静脈奇形に対して行った場合にのみ算定し、体幹部に対する治療については、原発病巣が直径5センチメートル以下であり転移病巣のない原発性肺癌、原発性肝癌又は原発性腎癌、3個以内で他病巣のない転移性肺癌又は転移性肝癌、転移病巣のない限局性の前立腺癌又は膵癌、直径5センチメートル以下の転移性脊椎腫瘍、5個以内のオリゴ転移及び脊髄動静脈奇形(頸部脊髄動静脈奇形を含む。)に対して行った場合にのみ算定し、数か月間の一連の治療過程

に複数回の治療を行った場合であっても、所定 点数は1回のみ算定する。

- (4) 定位放射線治療については、定位型手術枠又は これと同等の固定精度を持つ固定装置を取り付 ける際等の麻酔、位置決め等に係る画像診断、 検査、放射線治療管理等の当該治療に伴う一連 の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
- (5) 「注2」の呼吸性移動対策とは、呼吸による移動長が10ミリメートルを超える肺がん、肝がん又は腎がんに対し、治療計画時及び毎回の照射時に呼吸運動(量)を計測する装置又は実時間位置画像装置等を用いて、呼吸性移動による照射範囲の拡大を低減する対策のことをいい、呼吸性移動のために必要な照射野の拡大が三次元的な各方向に対しそれぞれ5ミリメートル以下となることが、治療前に計画され、照射時に確認されるものをいう。なお、治療前の治療計画の際に、照射範囲計画について記録し、毎回照射時に実際の照射範囲について記録の上、検証すること。
- (6) 「注2」の「イ」動体追尾法は、自由呼吸の下で、呼吸運動と腫瘍位置との関係を分析し、呼吸運動に合わせて照射野を移動して照射する方法、又は呼吸運動に合わせて腫瘍の近傍のマーカー等をエックス線透視し、決められた位置を通過する時に照射する方法のいずれかの場合に算定する。

注2 定位放射線治療について、別に厚生労働大臣が 定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関におい て、呼吸性移動対策を行った場合は、定位放射 線治療呼吸性移動対策加算として、所定点数に 次の点数を加算する。

イ 動体追尾法 10,000点

口 その他 5,000 点